

7 介護サービスの過不足状況調査結果（概要）

I 調査の内容

1 調査の目的

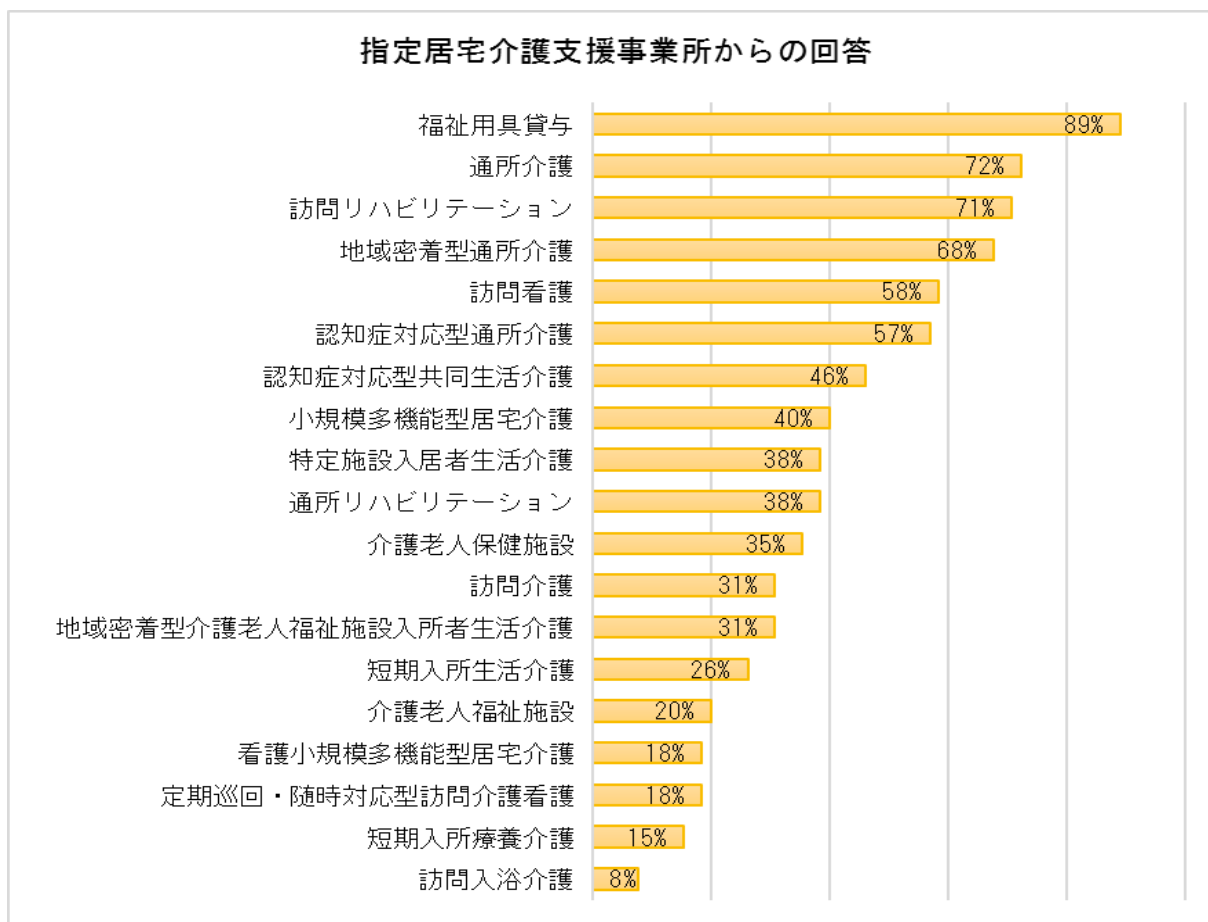
第8期介護保険事業計画の策定に向けて、市内介護サービスの過不足状況の実態把握を行い、今後の介護サービス基盤の整備について検討することを目的とする。

2 調査設計

- (1) 調査期間 令和2年(2020)3月2日～令和2年(2020)3月13日
- (2) 調査対象
 - ・市内指定居宅介護支援事業所（休止事業所を除く65事業所）
 - ・出雲高齢者あんしん支援センター
- (3) 回収数
 - ・市内指定居宅介護支援事業所 65事業所（回収率100%）
 - ・出雲高齢者あんしん支援センター 職員39人（回収率100%）

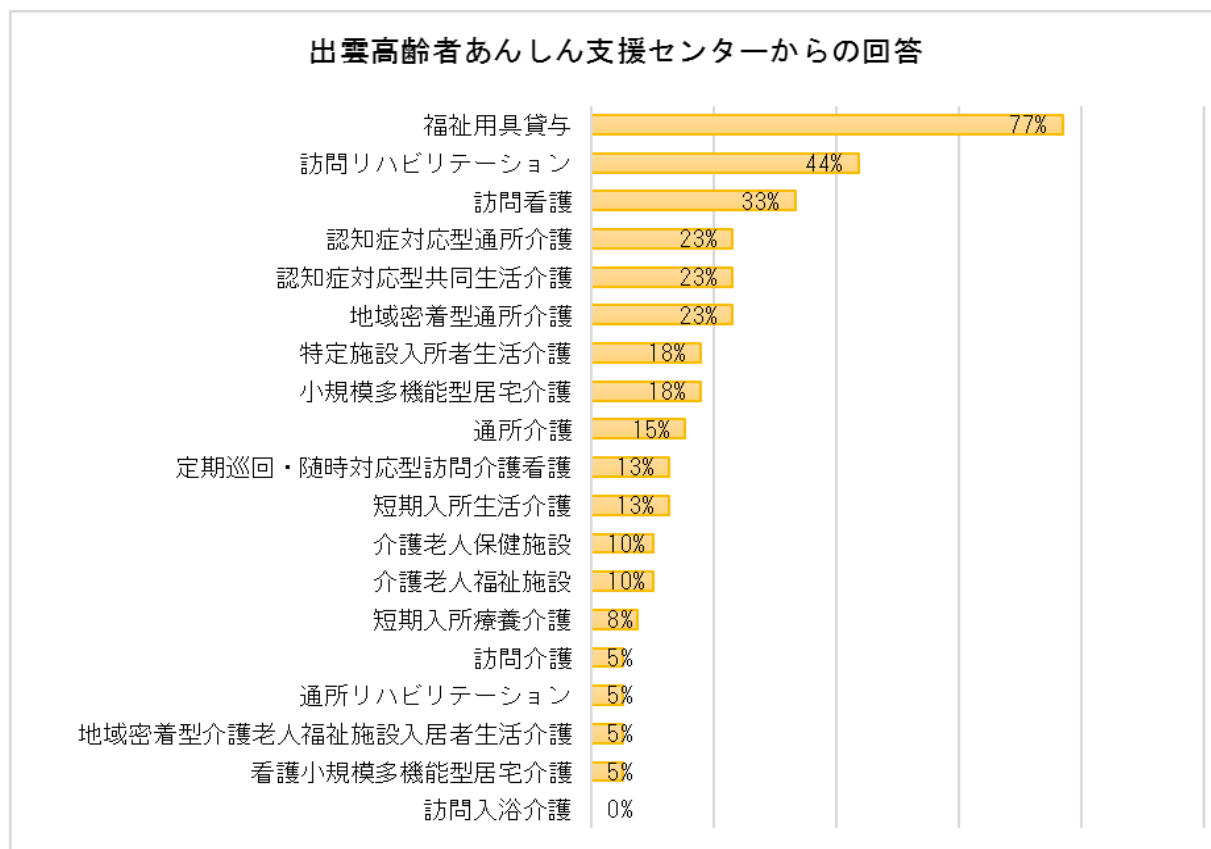
II 集計結果（概要）

- 1 介護サービス（介護予防を含む）の現状において、市内のサービス供給の過不足について、「充足」と回答した割合



(充足と回答した割合が高いサービスについての意見)

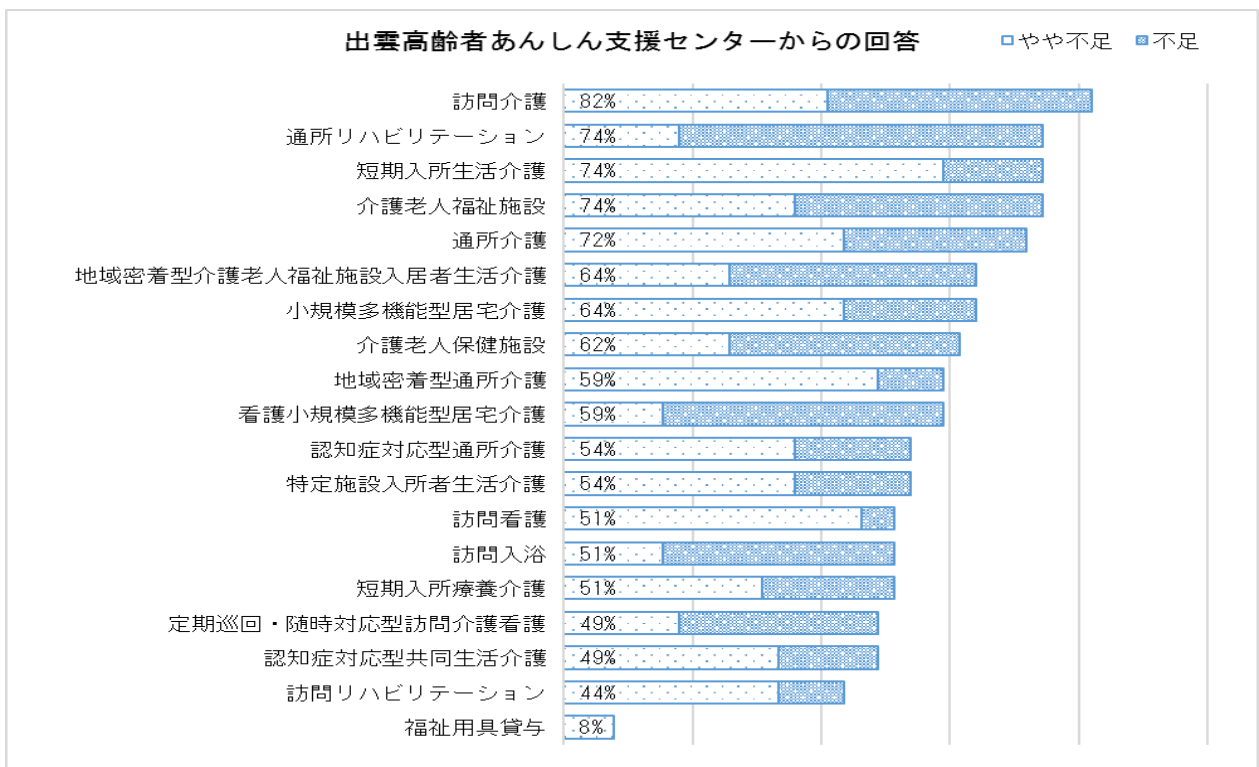
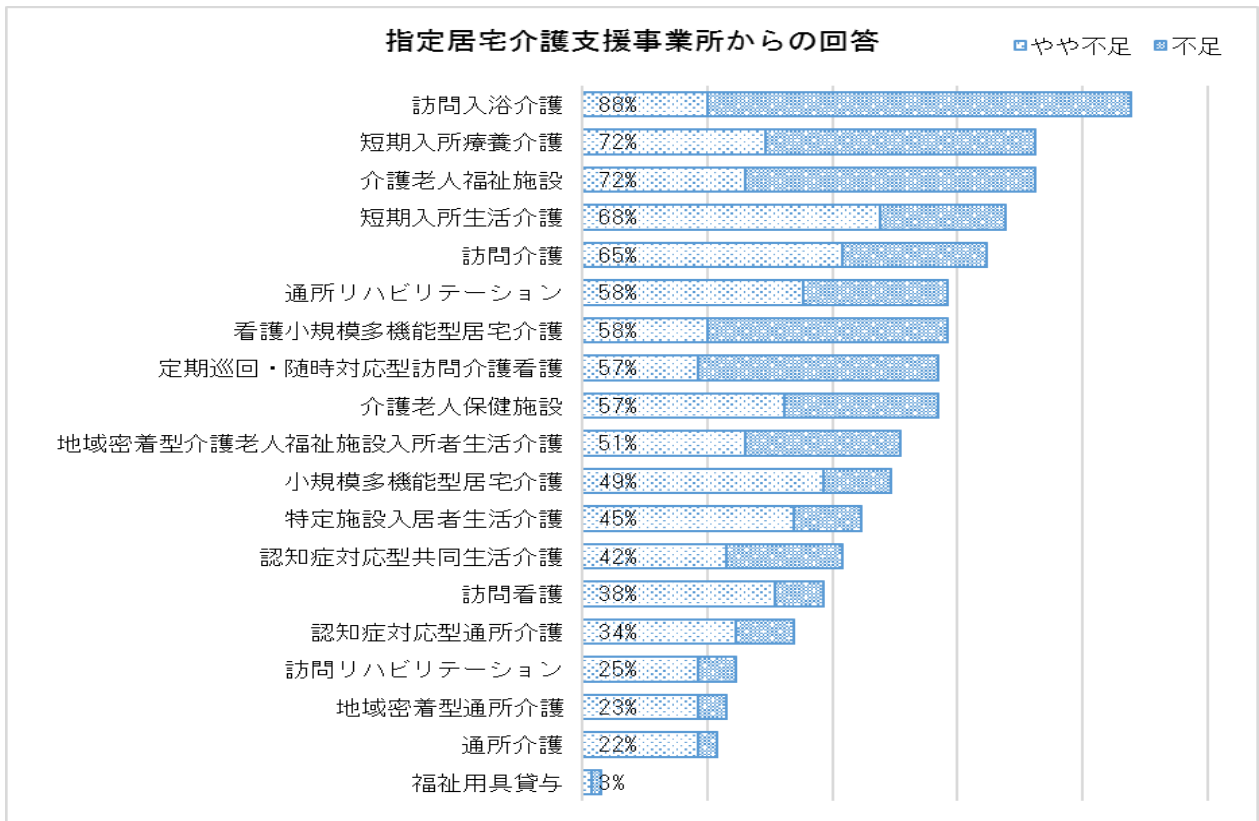
- 福祉用具貸与と事業所の不足はないが、同品目でも事業所によって金額に差があるという意見がありました。また、試用期間が長期である事業所を評価する意見もありました。
- 通所介護事業所は充足しているが、特浴設備がある事業所が少ない、土日の利用がし難い、半日のデイサービスが少ない等の意見がありました。
- 訪問リハビリテーションや訪問看護の事業所は充足しているが、地域によって偏りがあるという意見がありました。
- 地域密着型通所介護事業所は充足していると思うが、利用希望者が多く、希望の施設を直ぐに利用できないことがあるという意見がありました。
- 認知症対応型通所介護は、事業所数は少ないが地域密着型通所介護で対応可能であることが多く、不足に感じないという意見がありました。また、専門的な認知症ケアが展開されていないと思われ、一般の通所介護と変わらないという意見もありました。



(充足と回答した割合が高いサービスについての意見)

- 居宅介護支援事業所と同様に、福祉用具貸与の事業所は日常生活圏域内に無くても対応可能な事業所が多数あり、充足しているという意見がありました。

2 介護サービス（介護予防を含む）の現状において、市内のサービス供給の過不足について、「やや不足」「不足」と回答した割合



(不足と回答した割合が高いサービスについての意見のまとめ)

- 独居世帯や高齢者夫婦世帯、日中独居の高齢者が増加傾向に加え、近年は医療ニーズの高い高齢者が増加傾向にあります。
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は第7期計画期間中に1か所整備を行い、現在市内に2か所あります。しかしながら、調査結果においても「やや不足」「不足」と感じている割合が高いことや、随時訪問サービスについては通報があってから概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制の確保が必要とされていることを踏まえると、本計画期間中に更なる整備が必要であると考えます。
- 現在市内に1事業所ある「看護小規模多機能型居宅介護」については、第7期計画期間中に既存事業所のサテライト型の整備を行いました。しかしながら、医療依存度が高く在宅生活を希望する高齢者のニーズが増えていることから、更なる整備が必要であると考えます。

3 第8期計画に向けた意見（抜粋）

	要望	理由等	
施設整備 (ハード)	医療依存度の高い方の施設	市内で対応可能な施設が不足しているため。	
	短期入所	市内に施設数が不足しているため。	
	介護医療院	今後ますます増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへ対応するためにも介護医療院が必要になってくると思う。	
	訪問入浴介護		採算が取れず休廃止しているが、重要な事業であると思う。
			寝たきりや、易感染(※)の人などは、外出もできないため訪問入浴が必要である。(※)容易に感染すること。感染しやすいこと。
			入浴は、生活の上での楽しみと位置付けている人も多い。
	訪問看護	最大数が不足している。	
	小規模多機能型居宅介護	看取りが可能な事業所が必要。	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	市内に施設数が不足しているため。	
	認知症対応型共同生活介護		
	入所系施設	受け皿が少ない。	
	訪問系施設	市街地から離れた山間部、漁村部に不足している。	
通所系施設			
施設整備 (ソフト)	訪問系施設	質の担保が必要。	
	認知症に特化した方の生活を支える施設	365日支援が出来るサービスが必要。	
	在宅介護サービス	住民が自分の願う場所で生活し、最期を迎えることができるために、自宅での介護サービスを充実させる必要がある。	
	介護予防サービス	リハビリについてのサービスの受入れ先の確保が必要かと思えます。	

要望		理由等
インフォーマル	シェルター	虐待を受けた方、災害で住居が倒壊する可能性がある方等の緊急避難できるシェルターが必要。
	成年後見人	身寄りのない方の支援。(身元保証人や死去後の問題等) 施設利用時に、身元保証人や何かあった時に動いてくれる方がいないと、契約を渋られることもある。成年後見人の導入が難しい方の支援。
	交通	自動車免許の返納により引きこもるケースもある。少額で移動できる手段を迅速に行う必要がある
		遠隔地の利用者に対するサービスの充実も課題だと思う。介護タクシーを必要時に使えなくなっている。対策を講じるべきだ。
		通院等、介護タクシー(福祉タクシー)の予約がなかなか取れない状況があります。
		福祉タクシー(車椅子・ストレッチャー)が不足しており、病院受診などの際に手配できず困ることがよくあります。
買い物	高齢者の交通手段についても工夫が必要ではないでしょうか。例えばセニアカーは、介護保険では車椅子扱いなので介護保険ではない方法でセニアカーのレンタルやアシスト付き3輪自転車のレンタルなど。	
	田儀地区には商店が無く、車に乗れない高齢者は買い物に不便を感じていることが多い。移動販売車の利用もまだ少なく、立ち寄り可能な範囲も限られている。	
行政への要望	申請手続き	福祉用具購入や住宅改修の書類作成や提出はケアマネだけでなく、指定された専門家等柔軟に対応できるようにお願いしたい。
	認定審査会	末期患者の審査のあり方
	市独自サービスの強化	福祉用具の購入、住宅改修のみのプランに対する報酬。
	セルフケアプラン	事業所によっては、要支援の利用者のプランを受けないところがあると聞く。セルフケアプランについて考えるべきではないか。
	施策	生活費や介護サービス費を年金で賄うことができず、必要なサービスを受けられない方もおられます。高齢者が安心して生活できるように声を聞きながら地域での生活を支えていただくような支援・計画をお願いいたします。
人材	人材確保と定着化	事業所が人材不足なく稼働できるように政策を考えて欲しい。
		介護業界に勤める人材の発掘
その他	処遇改善	労働形態の改善や取組みを行い、介護職員の確保が必要。

8 介護人材の確保・定着に係る施策に関するアンケート調査結果 (概要)

I 調査の内容

1 調査の目的

全国的に介護現場での人手不足は深刻な状況が続いており、出雲市においても介護人材の確保・定着に関する実態を把握し必要な方策を検討していくことが求められている。

本調査は、市内の介護事業所の人材確保・定着に関する課題を抽出することを目的とする。

2 調査設計

- (1) 調査地域 出雲市全域
- (2) 調査対象 出雲市内の介護事業所 319 施設
- (3) 調査時点 令和2年(2020)8月1日現在
- (4) 回収数 254 施設 (回収率 79.6%)

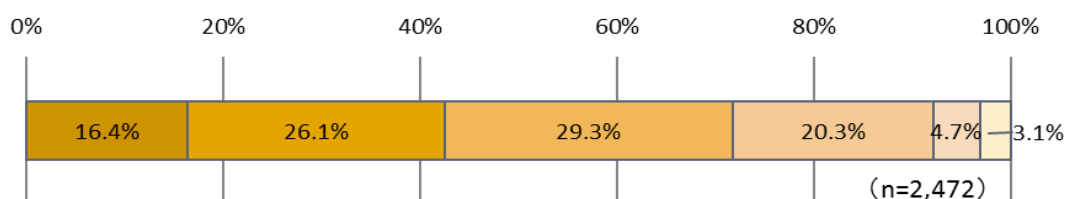
II 集計結果 (概要)

1 事業所の状況 (年齢別・性別・雇用形態別の職員数)

- (1) 正規職員 (単位：人、%)

区分	人数	構成比	内訳			
			男性	構成比	女性	構成比
20代以下	406	16.4%	136	33.5%	270	66.5%
30代	644	26.1%	251	39.0%	393	61.0%
40代	725	29.3%	220	30.3%	505	69.7%
50代	503	20.3%	79	15.7%	424	84.3%
60～64歳	117	4.7%	25	21.4%	92	78.6%
65歳以上	77	3.1%	26	33.8%	51	66.2%
合計	2,472	100.0%	737		1,735	

【年齢構成比】 ■ 20代以下 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60～64歳 ■ 65歳以上



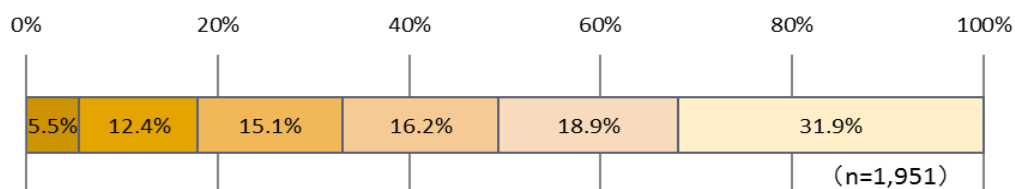
正規職員は、40代が29.3%、30代が26.1%で、30代と40代が正規職員全体の5割を占めています。

(2) 非正規職員

(単位：人、%)

区分	人数	構成比	内訳			
			男性	構成比	女性	構成比
20代以下	108	5.5%	32	29.6%	76	70.4%
30代	242	12.4%	27	11.2%	215	88.8%
40代	295	15.1%	26	8.8%	269	91.2%
50代	316	16.2%	25	7.9%	291	92.1%
60～64歳	368	18.9%	45	12.2%	323	87.8%
65歳以上	622	31.9%	120	19.3%	502	80.7%
合計	1,951	100.0%	275		1,676	

【年齢構成比】 ■ 20代以下 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60～64歳 ■ 65歳以上



非正規職員は、65歳以上が31.9%、60～64歳が18.9%で、60代以上が非正規職員全体の5割を占めています。

雇用形態や年齢を問わず、女性の占める割合が高い結果となっています。

2 過去1年間(平成31年(2019)4月1日～令和2年(2020)3月31日)の採用・離職状況

(1) 事業者側の採用希望と実績

① 正規職員

(単位：人、%)

職種(資格)	採用希望	実績	不足数	充足率
介護福祉士	160	116	44	72.5%
介護職員実務者研修修了者	6	5	1	83.3%
介護職員初任者研修修了者	47	26	21	55.3%
資格なし	14	36	△22	257.1%
資格不問(介護職員)	18	0	18	0.0%
介護職員等計	245	183	62	74.7%
看護師・准看護師	50	35	15	70.0%
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	21	24	△3	114.3%
介護支援専門員	13	11	2	84.6%
管理栄養士・栄養士	3	0	3	0.0%
生活相談員・社会福祉士	4	4	0	100.0%
合計	336	257	79	76.5%

正規職員は、全体の充足率が76.5%でした。採用実績の内訳は、「資格なし」が充足率257.1%であった一方で、「介護職員初任者研修修了者」を採用できたのは55.3%でした。

②非正規職員

(単位：人、%)

職種(資格)	採用希望	実績	不足数	充足率
介護福祉士	48	65	△ 17	135.4%
介護職員実務者研修修了者	0	5	△ 5	-
介護職員初任者研修修了者	50	54	△ 4	108.0%
資格なし	36	73	△ 37	202.8%
資格不問(介護職員)	9	0	9	0.0%
介護職員等計	143	197	△ 54	137.8%
看護師・准看護師	20	44	△ 24	220.0%
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	8	6	2	75.0%
介護支援専門員	2	3	△ 1	150.0%
管理栄養士・栄養士	0	0	0	-
生活相談員・社会福祉士	1	0	1	0.0%
合計	174	250	△ 76	143.7%

非正規職員は、全体の充足率が143.7%と、ほとんどの職種(資格)で事業所の採用希望を実績が上回る結果となりました。

採用実績の内訳は、「資格なし」や「看護師・准看護師」の充足率が200%を超えていました。

(2) 離職者の状況

(単位：人)

離職理由 雇用形態		自己都合		その他	
		正規職員	非正規職員	正規職員	非正規職員
職種 (資格)	介護福祉士	103	58	3	1
	介護職員実務者研修修了者	4	7	0	0
	介護職員初任者研修修了者	33	61	0	7
	資格なし	13	40	1	2
	看護師・准看護師	34	30	3	1
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	9	2	0	0
	介護支援専門員	7	1	1	1
	管理栄養士・栄養士	1	0	0	0
	生活相談員・社会福祉士	1	0	0	0
合計		205	199	8	12

正規職員、非正規職員ともに、自己都合での離職が離職者全体の9割を超えていました。

3 介護人材の確保・定着に向けて行政に期待したい支援

(1) 行政に期待したい支援（上位3つに順位を付けて回答）

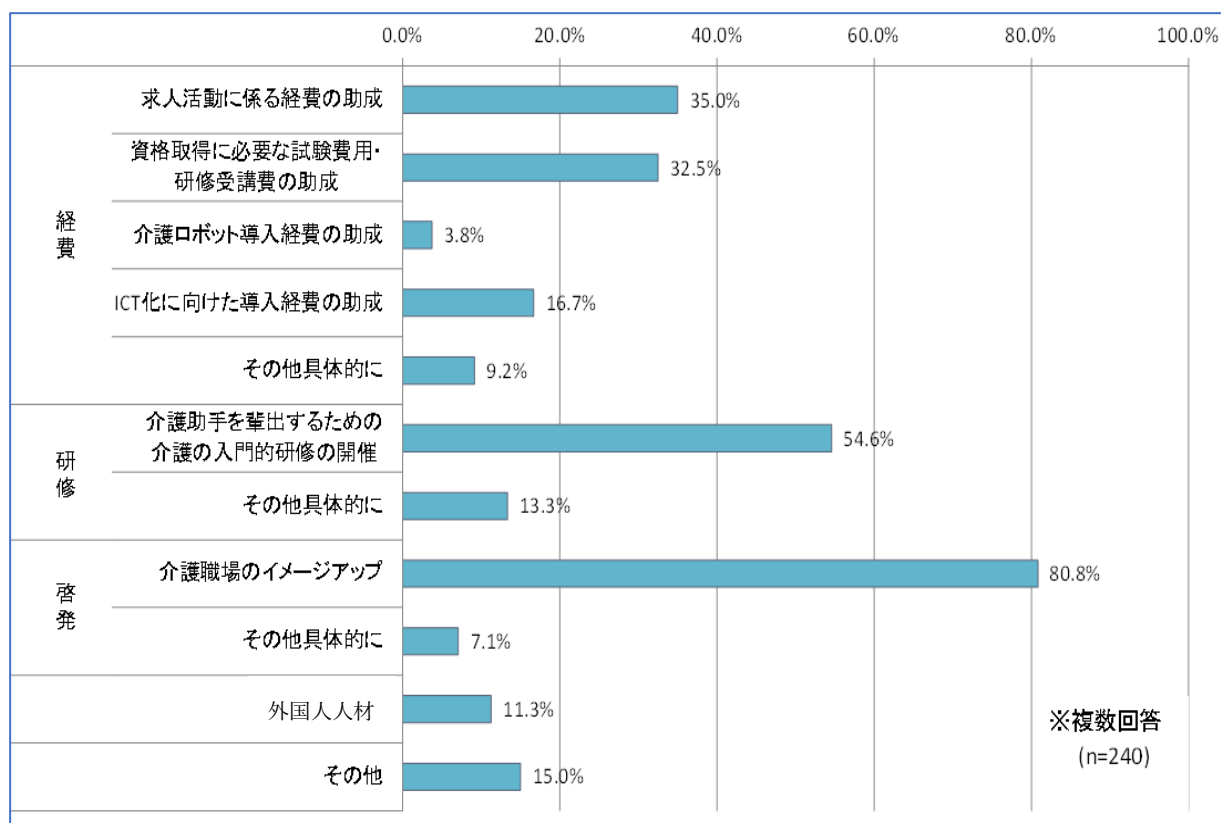
区分	順位			合計
	1位	2位	3位	
1. 経費	153	58	23	234
2. 研修	13	72	79	164
3. 啓発	50	81	83	214
4. 外国人人材	4	9	14	27
5. その他	22	5	10	37
合計	242	225	209	676

「経費」が最多で、次いで「啓発」、「研修」の結果となりました。

(2) 行政に期待したい支援の内容（複数回答）

区分	支援の内容	割合
経費	求人活動に係る経費の助成	12.5%
	資格取得に必要な試験費用・研修受講費の助成	11.6%
	介護ロボット導入経費の助成	1.3%
	ICT化に向けた導入経費の助成	6.0%
	その他	3.3%
研修	介護助手を輩出するための介護の入門的研修の開催	19.6%
	その他	4.8%
啓発	介護職場のイメージアップ	29.0%
	その他	2.5%
外国人人材	具体的内容（※）	4.0%
その他	その他	5.4%
合計		100.0%

※ 市内業者での集団採用と就労後の管理、日本語指導、受入費用の助成、専門学校等とのタイアップ、住居等の物理的支援



※上記グラフは回答した事業所 240 を母数とした割合

- ・「経費」では、「求人活動に係る経費の助成」、「資格取得に必要な試験費用・研修受講費の助成」の回答が多く、「介護ロボット導入経費の助成」は僅かでありました。
- ・「研修」では「介護助手を輩出するための介護の入門的研修の開催」が、「啓発」では「介護職場のイメージアップ」が上位となりました。
- ・介護サービス事業所等が、行政に期待する施策として、「介護職場のイメージアップ」が最も多く、次いで、「介護助手を輩出するための介護の入門的研修の開催」の順でした。

9 介護保険運営協議会、各部会開催状況

○介護保険運営協議会開催状況

	開催日	協議事項等
第1回	令和2年(2020) 5月27日 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期計画に係る令和元年度(2019)の評価等について ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ① 第1章「計画の策定にあたって」の概要 ② 第3章「計画の目標」及び「行動指針」(案) ・令和元年度の実績について ・調査結果について <ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ② 在宅介護実態調査について ・新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応について
第2回	令和2年(2020) 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画に関する国の基本指針について ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定(案)について <ul style="list-style-type: none"> ① 第4章「地域包括ケアシステムの実現」について ② 第5章「健康寿命の延伸、生きがいづくりの推進」について ③ 第6章「安心して暮らせるまちづくり」について ④ 第7章「介護サービス基盤の整備」について ・第7期計画における地域密着型サービスの施設整備状況について ・居宅介護支援事業所アンケート調査の結果について
第3回	令和2年(2020) 11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定(案)について
第4回	令和3年(2021) 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定(案)について <ul style="list-style-type: none"> ① パブリックコメント(意見募集)の実施結果について ② 介護保険料について ③ コラム欄について ・令和3年度介護報酬改定について
第5回	令和3年(2021) 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期計画に係る令和2年度の暫定評価等について ・第8期計画に係る成果指標について

○介護給付部会開催状況

	開催日	協議事項等
第1回	令和2年(2020) 7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画 第7章「介護サービス基盤の整備」について ・既存の特別養護老人ホームの今後の整備方針について ・第7期計画における地域密着型サービスの施設整備状況について ・居宅介護支援事業所アンケート調査の結果について ・令和2年度介護人材の確保・定着に向けた取組について
第2回	令和2年(2020) 10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画 第7章「介護サービス基盤の整備」について ・介護人材の確保・定着に係る施策に関するアンケート調査について
第3回	令和3年(2021) 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期計画に係る令和2年度の暫定評価等について ・第8期計画に係る成果指標について ・第8期計画の介護サービス基盤整備計画に基づく介護サービス事業者の公募スケジュールについて ・令和3年度介護保険制度改正等について ・第7期計画における地域密着型サービスの施設整備状況等について ・令和3年度介護人材の確保・定着に向けた事業計画（案）

○地域支援部会開催状況

	開催日	協議事項等
第1回	令和2年(2020) 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の振り返りと第8期計画における取組の検討について
第2回	令和2年(2020) 10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第4章～第6章（案）について
第3回	令和3年(2021) 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期計画に係る令和2年度の暫定評価等について ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の成果指標（案）について

10 出雲市介護保険運営協議会委員名簿

(50音順)

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	塩飽 邦憲	島根大学	
副会長	齋藤 茂子	島根県立大学	
副会長	中山 博識	島根県医師会	
委 員	嵐谷 直美	第二号被保険者代表	
委 員	飯國 吉子	第二号被保険者代表	
委 員	石飛 均	出雲市社会福祉協議会	令和2年7月～
委 員	磯田 洋平	出雲地域介護支援専門員協会	
委 員	岩崎 陽	出雲市歯科医師会	
委 員	加藤 哲夫	出雲市介護認定審査会	
委 員	川谷 吉正	出雲市民生委員児童委員協議会	
委 員	是光 章一	第一号被保険者代表（出雲）	
委 員	白築 明子	J Aしまね出雲地区本部ふれあい福祉課	
委 員	須谷 生男	出雲医師会	
委 員	高橋 幸男	出雲医師会	
委 員	竹内 一子	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会（居宅サービス）	
委 員	多田 好江	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会（施設サービス）	
委 員	永島 真奈美	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会（地域密着サービス）	
委 員	中本 稔	島根県出雲保健所	
委 員	原 洋子	第一号被保険者代表（大社）	
委 員	福場 由紀子	在宅福祉サービス団体	
委 員	祝部 裕子	出雲高齢者あんしん支援センター	
委 員	松浦 久美子	第一号被保険者代表（平田）	
委 員	松本 弘	第一号被保険者代表（出雲）	
委 員	三原 順子	第一号被保険者代表（佐田・多伎・湖陵）	
委 員	山崎 文夫	第一号被保険者代表（斐川）	
委 員	渡部 雅人	出雲市社会福祉協議会	～令和2年6月

■介護給付部会委員名簿

(50音順)

役職	氏名	所属	備考
部会長	中山 博識	島根県医師会	
委員	飯國 吉子	第二号被保険者代表	
委員	磯田 洋平	出雲地域介護支援専門員協会	
委員	川谷 吉正	出雲市民生委員児童委員協議会	
委員	塩飽 邦憲	島根大学	
委員	須谷 生男	出雲医師会	
委員	高橋 幸男	出雲医師会	
委員	竹内 一子	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会（居宅サービス）	
委員	多田 好江	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会（施設サービス）	
委員	永島 真奈美	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会（地域密着サービス）	
委員	原 洋子	第一号被保険者代表（大社）	
委員	松本 弘	第一号被保険者代表（出雲）	
委員	三原 順子	第一号被保険者代表（佐田・多伎・湖陵）	

■地域支援部会委員名簿

(50音順)

役職	氏名	所属	備考
部会長	齋藤 茂子	島根県立大学	
委員	嵐谷 直美	第二号被保険者代表	
委員	石飛 均	出雲市社会福祉協議会	令和2年7月～
委員	岩崎 陽	出雲市歯科医師会	
委員	加藤 哲夫	出雲市介護認定審査会	
委員	是光 章一	第一号被保険者代表（出雲）	
委員	白築 明子	JAしまね出雲地区本部ふれあい福祉課	
委員	塩飽 邦憲	島根大学	
委員	中本 稔	島根県出雲保健所	
委員	福場 由紀子	在宅福祉サービス団体	
委員	祝部 裕子	出雲高齢者あんしん支援センター	
委員	松浦 久美子	第一号被保険者代表（平田）	
委員	山崎 文夫	第一号被保険者代表（斐川）	
委員	渡部 雅人	出雲市社会福祉協議会	～令和2年6月

1 1 出雲市介護保険条例等（抜粋）

出雲市介護保険条例（平成 17 年出雲市条例第 89 号）

第 6 章 介護保険運営協議会

（設置）

第 20 条 介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 21 条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

(1) 法第 117 条第 1 項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項

（意見の具申）

第 22 条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 23 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、市長が任命する。

(1) 市に在住する者 10 人

(2) 介護に関し学識又は経験を有する者 10 人

(3) 介護サービスに関する事業に従事する者 10 人

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 市長は、第 2 項第 1 号の委員を任命するに当たっては、できる限り市民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任するようにならなければならない。

出雲市介護保険条例施行規則（平成 27 年出雲市規則第 90 号）

（介護保険運営協議会の組織等）

第 25 条 介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長となる。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

5 会長は、特に必要があると認められる場合は、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

6 協議会に関する事務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。